

ごあいさつ



独立行政法人都市再生機構
理事長 小野 邦久

独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）は、平成16年7月1日に、都市基盤整備公団と地域振興整備公団（地方都市開発整備部門）が統合して発足しました。

UR都市機構は、「人が輝く都市をめざして、美しく安全で快適なまちをプロデュースする」ことを使命とし、これまで半世紀にわたるまちづくりの実績、ノウハウと国民の皆様からいただいている信用をもとに、国家的な重要課題である「都市再生の実現」に向けて積極的に取り組んでいます。

都市再生を進めるうえで重要な課題の一つは、持続的発展が可能な社会を構築することです。そのためには環境への負荷が少なく、自然との共生が可能な都市構造への転換を進めていくことが求められています。

UR都市機構は、昭和30年の日本住宅公団設立当初から、わが国の先駆けとなる住宅設計基準類を作成し、日照や通風の確保など良好な住環境の創造にいち早く取り組んできました。その後も遮音性の確保や結露防止などの室内環境の改善、省エネルギー対策、緑の創出や水環境の保全などの屋外環境に関する技術開発を進めてきました。

現在も引き続き水と緑を活かしたまちづくり、地球温暖化対策、ヒートアイランド対策、廃棄物リサイクルの促進などに積極的に取り組んでいます。今後もこのような経験を活かし、持続的発展が可能な社会実現のために、まちや住まいの環境の再生へ向けて積極的に取り組んでまいります。

さらに、今年度から、UR都市機構の環境配慮の方針とその取り組みについて、皆様と双方向のコミュニケーションを図り、業務の改善を進めるために、環境報告書を作成することとしました。

UR都市機構は、都市再生や居住環境の継続的な向上を担う公的機関として、時代の要請を着実に実行することで、皆様の期待に応えてまいります。

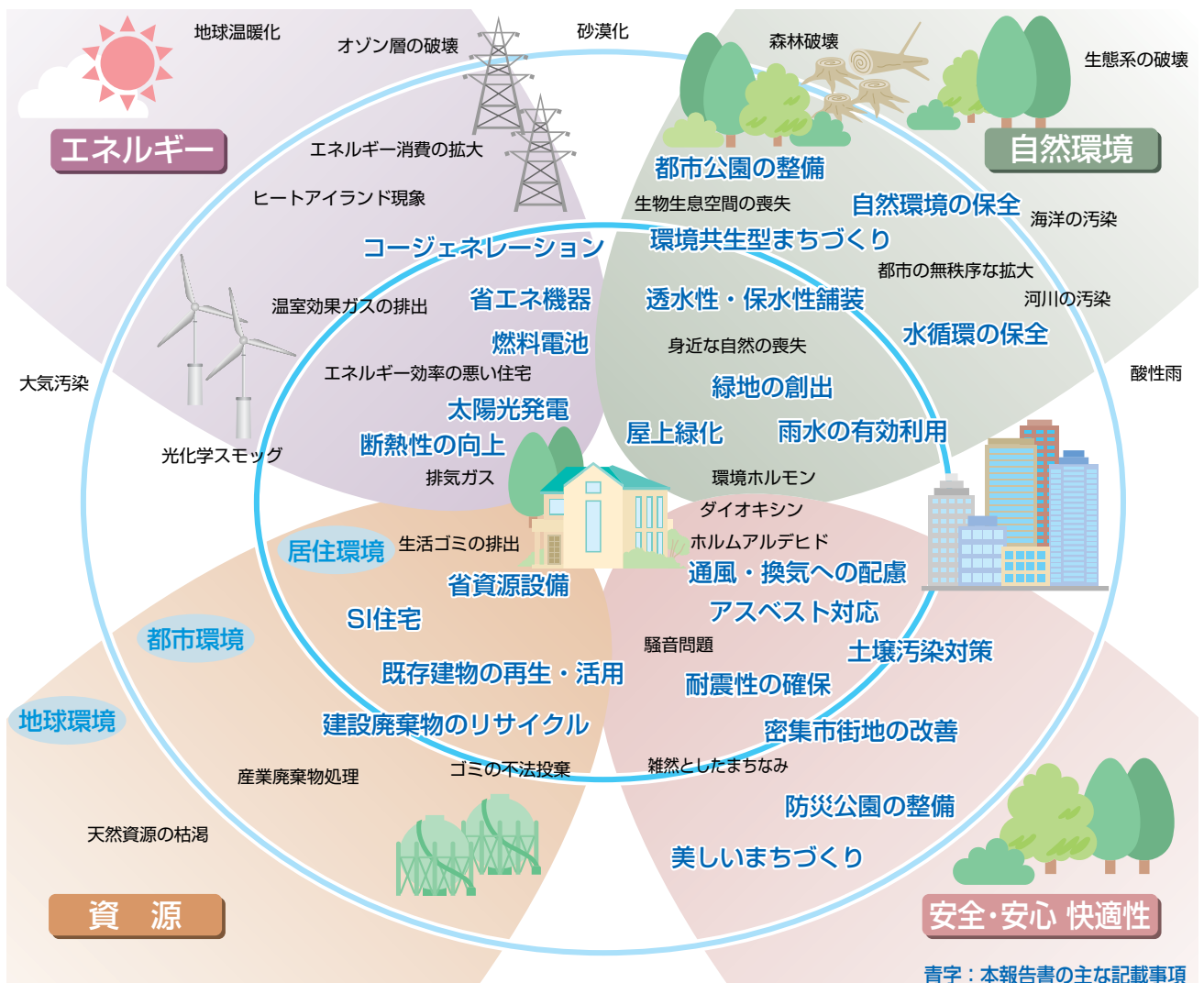
今後とも、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

まち・住まいと環境

心から安心できるまちや住まいの環境をつくること、そして持続的発展が可能な社会につながる環境をつくること、それがUR都市機構のめざす環境づくりです。

まちや住まいの環境づくりには、身近な自然とのふれあい、資源やエネルギーの節約、そして安全・安心で快適な暮らしなど、様々な分野がありますが、UR都市機構は、昭和30年の日本住宅公団設立以来50年間にわたり、常にこのような環境づくりを考えながら、様々な技術開発を行い、魅力的なまちや住まいづくりを進めてきました。

身近な生活空間と都市空間の環境づくりを進めることにより、わが国の良好な環境の形成と、さらには地球環境問題の改善にも寄与するものと考えています。



UR 都市機構の環境配慮方針

UR 都市機構は、まちや住まいづくりを進めていくにあたり、環境について配慮すべき視点を取りまとめ、「環境配慮方針」として宣言します。

「環境配慮方針」は、UR 都市機構がめざすまちや住まいが環境にやさしいものであること、まちや住まいづくりの過程においても環境への負荷を少なくすること、さらに、このような目標は、私たちの取り組みだけで達成されるものではなく、私たちの提供する環境をご利用になる皆様と一緒に進めていくことを表現したものです。

UR 都市機構は、この方針に従って、環境に配慮した取り組みを様々な業務フィールドで進めていきます。

環境配慮方針

1. 環境にやさしいまちや住まいをつくります

- ①都市の自然環境の保全・再生に努めます
- ②まちや住まいの省エネルギー化を進めます
- ③資源の有効利用と廃棄物の削減に努めます
- ④まちや住まいの安全・安心と快適性を確保します
- ⑤皆様と一緒に環境に配慮したライフスタイルを考えます

2. 環境に配慮して事業を進めます

- ①環境負荷の少ない事業執行に努めます
- ②環境に関して皆様とコミュニケーションを深めます